



平成 28 年 9 月 16 日

「経営強化計画」の策定について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、「[経営強化計画](#)」を策定しましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 計画の骨子

(1) 円滑な資金供給に関する方策

- ◆事業性融資への取り組み強化
- ◆消費性融資への取り組み強化
- ◆新たな資金供給手法への取り組み強化

(2) 事業再生支援に関する方策

- ◆経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援
- ◆抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援
- ◆経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援

(3) 地方創生とソリューションに関する方策

- ◆地域資源を活かした地域活性化への取り組み強化
- ◆自治体等外部機関と連携した取り組み
- ◆「産官学金労言」連携に基づく取り組み
- ◆企業のライフステージに合わせたサポートの強化

(4) CSRおよびその他の方策

- ◆教育・芸術・歴史文化・スポーツ等振興機関・団体と連携した取り組み
- ◆筑波ボランティアクラブの活用強化
- ◆幅広い金融サービスを提供できる人財の育成

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鈴木	内線3731
TEL 029-859-8111			